

「戦功覚書」としての『本城惣右衛門覚書』（その1）

—本城惣右衛門は下級武士なのか—

白 峰 旬

【要 旨】

令和2年（2020）のNHK大河ドラマ『麒麟がくる』は、明智光秀が主人公であるが、その明智光秀が織田信長麾下の重臣として、丹波国攻略をおこなった際に、本城惣右衛門は丹波国在住の地侍として、最初は光秀と敵対して戦い、光秀の丹波国攻略完了後は光秀に臣従した。本城惣右衛門は本能寺の変では、明智光秀の麾下として参戦して本能寺に真っ先に突入している。従来は『本城惣右衛門覚書』は、本能寺の変の記載内容のみが注目されてきたが、本稿では、「戦功覚書」としての性格に着目して、『本城惣右衛門覚書』の記載内容全体について検討し考察した。

【キーワード】

戦功覚書、本城惣右衛門、本能寺の変、織田信長、戦い

はじめに

竹井英文氏の新著『戦国武士の履歴書—「戦功覚書」の世界』⁽¹⁾では、①戦国時代から近世初期にかけて「特定の主人を持たず、己の実力でもってさまざまな大名家を渡り歩いていた」とされる「渡り歩く武士」は、身分的には「大名の正規の家臣ともいえず、かといって単なる雑兵でもない」存在であった、②その「渡り歩く武士」は、戦国時代の戦争を根底から支えていた、③戦国時代は武士たちの流動性が非常に高く、「渡り歩く武士」の代表例には渡辺勘兵衛了、津田重久、真鍋貞成がいるが、彼らの履歴が詳しく判明しているのは、彼らの戦歴・戦功が詳細に記されている「戦功覚書」が存在するからである、④戦功を挙げた武士本人が記した「戦功覚書」は、彼らの晩年である慶長期から寛永期にかけて記されたものが多い、⑤そうした「戦功覚書」は、戦国期当時の史料に表れない武士たちの存在とその活躍ぶりがわかる点や、合戦や城攻めの実態がわかる点から戦国史研究、中近世移行期研究にとって極めて貴重な史料である、⑥戦国時代に生きた武士本人が記した「戦功覚書」は、自身の経験・記憶を直接記しているという点や、その内容を保証する証人の存在が記載されていることが多い点から、より信憑性が高いといえる、⑦「戦功覚書」は、実際の戦場を生々しく記している点や一武士の人生を詳細に語っている点から、史料批判（本人の記憶違いの可能性や記載内容の真偽についての検討）をおこなったうえで積極的に活用すべきである、という諸点が指摘されている。

本稿で扱う『本城惣右衛門覚書』も、史料性格（史料上の区分）としては、前掲・竹井英文『戦国武士の履歴書—「戦功覚書」の世界』で指摘されている「戦功覚書」に該当するが、これまで『本城惣右衛門覚書』は、本城惣右衛門自身が参戦した本能寺の変関係の記載のみが注目され、他の

記載部分は検討されることが少なかった。

『本城惣右衛門覚書』の「戦功覚書」としての史料性格を考慮すると、『本城惣右衛門覚書』の記載内容全体を検討・考察する必要がある。そもそも、武士にとって戦うことが本源的な生業（本業）であることを想起すれば、自分が参戦した数々の戦いにおける戦功を記録するのは当然の行為であり、単なる自慢という意味ではなく、戦うという仕事の記録と見なすことができる。

本稿で扱う『本城惣右衛門覚書』とは「寛永十七年に自ら八十歳とも九十歳とも言う丹波出身の老武士が、若い頃の自らの体験を武勇談を交えて記した覚書〔天理図書館所蔵〕」⁽²⁾である。

『本城惣右衛門覚書』は、現在、天理大学附属天理図書館に所蔵されていて、天理図書館報『ビブリア』57号⁽³⁾に、全文が活字翻刻されている。なお、この活字翻刻の際に、濁点が付けられたので⁽⁴⁾その点は、史料読解をするうえで注意する必要がある。

前掲『ビブリア』57号の解題では、この史料について「卷子本一卷。自筆。縦二七・五糎、横三八糎の楮紙一六枚継ぎの成巻に墨書。（中略）書名に宛つべきもの、巻中に見えない。古くは林若樹文庫蔵で、その『集古随筆』に「一野武士の告白」として紹介、副題に「本城惣右衛門覚書」とある（昭和五年一月「日本及日本人」に発表論文の再録）。」と記されている。

この解題によれば、この史料にはもともと題名がなかったことがわかり、この史料を、昭和5年（1930）に初めて紹介した林若樹氏の論考「一野武士の告白 = 本城惣右衛門覚書」⁽⁵⁾の副題に「本城惣右衛門覚書」とあったことから、現在まで『本城惣右衛門覚書』という史料名で流布した、と考えられる。ただし、この史料名を『本城有介覚書』とするものもある⁽⁶⁾。

前掲・林若樹「一野武士の告白 = 本城惣右衛門覚書」には「私の文庫に寛永十七年に行年八十餘年で子孫の爲めに其経曆を書き残した本城惣右衛門の覚書一卷がある。未だ世に公にせられない文書と思ふので、紹介かたへ私の意見をも附して筆を執つて見よう。」⁽⁷⁾と記されたあとに、『本城惣右衛門覚書』から多くの史料引用がされている。

具体的には、後述するA、B、C、D、E、G、N、O、P、Q、R、S、T、U（これらのアルファベットは、後述するように、筆者（白峰）が現代語訳するうえで便宜上、付けたものである）の箇所が引用されている。

この引用部分を前掲『ビブリア』57号の活字翻刻されたものと比較すると、字句の違いが見られるケースもあり、前掲『ビブリア』57号の活字翻刻では濁点が付けられていても、この引用部分では濁点がないケースも多い。

林若樹氏が、前掲『日本及日本人』第百九十二號〈日本武士道號〉で、『本城惣右衛門覚書』を史料紹介した意図としては、武士道を論じるうえで、戦国時代の武士の気質として「本城惣右衛門の如く戦場に在つてこそ敵に後を見するが如き行為を卑しとするが、（中略）多くは利禄の爲めに主君を代へることを意としない、此點は後世の忠臣二君に仕へずの標語とは非常の懸隔がある。」という点（つまり、戦場では勇敢に活躍したが、主君を変えることを気にしなかった、という点）を強調したかったものと思われる。

これまで、『本城惣右衛門覚書』は、本城惣右衛門が本能寺の変に参戦した体験が具体的に記された箇所が引用されることが多かったが⁽⁸⁾、『本城惣右衛門覚書』にはそのほかに、本城惣右衛門自身の実戦体験が具体的、かつ、豊富に記されていることから、本稿では、『本城惣右衛門覚書』の全文現代語訳⁽⁹⁾をもとにして、内容的に論点として整理できる諸点について考察することにしたい。

なお、前掲・林若樹「一野武士の告白 = 本城惣右衛門覚書」の主題に「野武士」と記されていることから、本城惣右衛門 = 「野武士」というイメージがこれまで定着してきたが、本城惣右衛門が実際に「野武士」つまり、下級武士だったのかどうか、という点の検討もおこないたい。

1. 『本城惣右衛門覚書』の内容検討

『本城惣右衛門覚書』（以下、『惣右衛門覚書』と略称する）に記された内容の内訳についてまとめたものが表1である（表1におけるA～Uは、内容を区分するため、便宜上、筆者（白峰）が付けたものである）。

表1を見ると、本城惣右衛門の戦歴は、戦国時代の丹波国内の戦いから大坂夏の陣まで、時代的には幅広いことがわかる。中でも、戦国時代の丹波国内の戦いは、B、C、D、E、F、I、K、N、Oの記載箇所が該当する。『惣右衛門覚書』の全体を構成するA～Uまでの全21パート（100%）のうち、9パート（42.9%¹⁰⁰）を占めており、『惣右衛門覚書』の記載内容全体において、約40%のウエイトを占めている。このことは、それだけ本城惣右衛門にとって、戦国時代の丹波国内の戦いが大きな意義を持っていたことを示している。

『惣右衛門覚書』において、それぞれ一つ書きの冒頭の「一」の右横に名前が記されているのは、本城惣右衛門がその名前の部将（人物）の指揮下で戦った、という意味であると考えられるので、表1における「本城惣右衛門を指揮した部将名」というのは、その記載を根拠として記したものである。

『惣右衛門覚書』において、「惣右衛門殿」という記載がある点について、前掲『ビブリア』57号の解題では、「従来本巻は彼（引用者注：本城惣右衛門を指す）の自筆原本とされて来たが（中略）とすれば、己れを指すに当然一人称であらねばならぬのだが、自称「我等」の外に他称「惣右衛門殿」のしきりに混在するのは何故か。（中略）思うに、このような文作は、生涯に初めての経験だったのではあるまいか。筆をとっての無教養と無経験、更にそのことのうしろめたさによる心の硬直から、すっかりとまどって、まず自分の人称に混乱をひき起こした、と考えるのである。」と指摘されている。

つまり、『惣右衛門覚書』において、一人称単数である「我等」（＝本城惣右衛門）と「惣右衛門殿」という記載が混在するのは、『惣右衛門覚書』の筆者である本城惣右衛門の錯誤によるものである、と指摘されているのだが、この点については私見とは見解を異にする。

「惣右衛門殿」という記載は、B、C、F、Nにしか出てこない。つまり、「惣右衛門殿」という記載は、丹波国内の戦いの記載にしか出てこないのである。

また、『惣右衛門覚書』において、一つ書きの冒頭の「一」の右横に「惣」と記載があるのはC、D、Iであり、「同」（つまり、その前の「惣」に同じ、という意味）と記載があるのはE、Fである。この「惣」とは「惣右衛門殿」と同じ意味であると考えられるので、本城惣右衛門は、丹波国内の戦いにおいて「惣右衛門殿」に所属して戦った、という意味になる。

「惣右衛門殿」という記載には、名字が記されていないことから本城惣右衛門の一族であると推測され、また殿付であることから、本城惣右衛門よりも目上の人物であることがわかる。そして、上述のように、本城惣右衛門が「惣右衛門殿」に所属して戦った、という点を考慮すると、「惣右衛門殿」とは、本城惣右衛門の父親である可能性が高い。

つまり、「惣右衛門」という名前を父から子へ継承したと推測されるので、本城惣右衛門（父）と本城惣右衛門（子）という2人の人物が存在したことになる。よって、『惣右衛門覚書』では、一人称単数である「我等」（＝本城惣右衛門）とは別に、父のことを「惣右衛門殿」というように殿付で書き分けたのであろう。

なお、上述したように、『惣右衛門覚書』において「惣右衛門殿」の記載は丹波国内の戦いに限定されている。

表1を見ると、本城惣右衛門（父）が本城惣右衛門（子）を指揮した年次の上限は天正3年（1575）より前であり、下限は天正7年（1579）である。よって、父親の本城惣右衛門は、明智光秀の丹波攻略が終了した天正7年8月以後の早い時期に死去したと推測できる。

戦国時代の丹波国内の戦いについては、織田信長の重臣・明智光秀が近畿方面軍の指揮官として丹波攻略をおこなった時に、本城惣右衛門は明智軍に敵対して戦ったことが『惣右衛門覚書』に記されている。ただし、『惣右衛門覚書』に記された丹波国内の戦いでは、明智軍についての言及がない戦い（後述のD）があるので、その戦いは明智光秀の丹波攻略より前の時代における、丹波国内での国人（国衆）クラス同士の戦いと考えられる。

明智光秀の丹波攻略において、本城惣右衛門が明智軍に敵対して戦った記載はC、E、F、I、Kである。Bは明智光秀の丹波攻略後のことを指すと考えられる。Dは明智光秀の丹波攻略より前と考えられる。

以下、本城惣右衛門が参戦したそれぞれの戦いを含めて、『惣右衛門覚書』の内容について概要をまとめる。なお、以下のA～Uは、内容を区分するため、便宜上、筆者（白峰）が付けたものであり、表1におけるA～Uの区分と同じ区分である。

A…【まえがき】に該当する部分

『惣右衛門覚書』の「まえがき」にあたるパートである。本城惣右衛門が老齢になったので、形見として（子孫のために）書いた、と述べている。

B…【明智光秀^{やまが}の山家城攻め】（天正9年）〔丹波国内の戦い〕

丹波国天田郡（何鹿郡カ）の山家城（＝甲ケ峰城＝現在の京都府綾部市広瀬町山家。城主は和久氏）攻め。山家城主の和久氏は天正9年（1581）に明智光秀から城破却を命じられたが、寺であると主張して拒否し、成敗された⁽¹¹⁾。よって、天正9年の山家城攻めに関するものと考えられる。本城惣右衛門は明智軍に属して山家城攻めをおこなったことになる。この戦いでは本城惣右衛門は赤井忠家の指揮下に入っている（表1参照）、赤井忠家は居城の黒井城が明智軍に攻撃されて落城した天正7年8月⁽¹²⁾よりあとは明智光秀に属したことがわかる。

C…【明智光秀^{ママ}の荒木城（細工所城）攻めに対する戦い】（天正6年）〔丹波国内の戦い〕

丹波国「やかみ郡」（多紀郡八上の誤記か？）の「もみい」（＝靱井＝現在の兵庫県丹波篠山市福住）に明智光秀が攻めかかったので、本城惣右衛門が属した軍勢がその明智方に対して合戦をしかけた。荒木氏綱の居城は荒木城であり、靱井城は靱井氏の居城なので、この「もみい」の城は、靱井城を指すのではなく、荒木城（細工所城）を指すと考えるべきであろう。明智軍による荒木城（細工所城）への攻撃は、天正6年（1578）4月であるので⁽¹³⁾、Cの記載は天正6年に比定できる。この戦いでは、明智光秀への加勢は筒井順慶、滝川一益であり、それに対して、本城惣右衛門が属した軍勢は、父の本城惣右衛門、赤井忠家、波多野秀治、荒木氏綱（波多野氏の家臣）が明智光秀と戦った。よって、荒木氏綱（荒木城城主）への加勢として、父の本城惣右衛門、赤井忠家、波多野秀治が来たことになる。明智軍の荒木城攻めは、南は筒井順慶、北は滝川一益、中央は明智光秀が布陣し、先手は明智秀満であった。この戦いでは本城惣右衛門は父の本城惣右衛門の指揮下に入っている（表1参照）。

D…【小室城攻めか？】（天正3年より前か？）〔丹波国内の戦い〕

丹波国氷上郡の「あしだ」（＝芦田＝現在の兵庫県丹波市青垣町東芦田、西芦田）にあった敵の城を攻めた。ここでは、明智方についての記載がないので、「敵」というのは明智方を指していないと考えられる。よって、明智光秀の丹波攻略（天正3年～同7年）以前の時期における丹波国内での国人（国衆）クラス同士の戦いと考えられるが、この戦いの詳しい経緯は不明である。この時、17歳だった本城惣右衛門が「あしだの新三郎」と戦って首取りをした、と記されてい

るので、この「あしだの新三郎」が小室城（＝東芦田城＝現在の兵庫県丹波市青垣町東芦田）主の芦田氏⁽¹⁴⁾の一族であるとすれば、「敵の城」というのは小室城のことになる。この戦いでは本城惣右衛門は父の本城惣右衛門の指揮下に入っている（表1参照）。上述のように、本城惣右衛門は、この時、17歳であったと記されているので、この戦いが初陣だったのであろうか。この戦いが、天正2年（1574）であったと仮定すると、本城惣右衛門の生年は弘治4年（1558）になる⁽¹⁵⁾。とすると、『惣右衛門覚書』が成立した寛永17年（1640）の時点で、本城惣右衛門の年齢は83歳であったことになる。ただし、この戦いの年次が天正2年よりさらに溯るとすると、寛永17年の時点での本城惣右衛門の年齢は83歳より上であったことになる。

E…【明智方になった村の上にある城への攻撃】（天正7年）〔丹波国内の戦い〕

芦田新三郎の首取り（上述のD）をした褒美として（与えられた）、「ゆら」（＝丹波国氷上郡由良＝現在の兵庫県丹波市氷上町北油良・南油良）・「かうら」（＝丹波国氷上郡香良＝現在の兵庫県丹波市氷上町香良）という2つの在所（＝両村）があったが、（赤井忠家に）謀反して明智方になった⁽¹⁶⁾。その村の上の城に（その2つの村の）皆々が入ったため、本城惣右衛門が属した軍勢は、そこへ攻撃した。この戦いでも本城惣右衛門は父の本城惣右衛門の指揮下に入っている（表1参照）。なお、上記の両村と黒井城（赤井忠家の居城）の間は直線距離で約6.4kmである。

F…【明智方になった^{おさだ}長田村攻め】（天正3年～同7年）〔丹波国内の戦い〕

丹波国氷上郡（^{ママ}天田郡カ）の内、長田（＝現在の京都府福知山市字長田など）というところは、度々敵が出陣して明智方になったので、長田村に対して相城^{あいら}を付けて10日替わりに（相城の番を）替わった。敵が200～300、この方はやっと、50～60ばかりであった。この戦いでも本城惣右衛門は父の本城惣右衛門の指揮下に入っている（表1参照）。長田村は敵対して明智方になった、としているので、この戦いがあった時期は、明智光秀の丹波攻略の期間（天正3年6月～同7年8月）⁽¹⁷⁾に比定できる。

G…【本能寺の変】（天正10年）

天正10年（1582）の本能寺の変では、本城惣右衛門は明智軍の一員として参戦している。『惣右衛門覚書』の記載において注目すべき要点を以下に提示する。（1）本能寺の変で織田信長は切腹した（殺されたとは記されていない）、（2）その信長の切腹について、本城惣右衛門は夢にも知らなかった（本城惣右衛門は当初、明智軍による本能寺襲撃が、信長に対する襲撃であると認識していなかったという意味か？）、（3）当初は毛利輝元と戦っている羽柴秀吉への援軍として明智秀光は進発したはずだったが、京へ進路変更したのは、当時上洛中⁽¹⁸⁾だった家康への援軍に行くものと本城惣右衛門は思った、（4）本城惣右衛門は本能寺の場所を知らなかった、（5）明智軍は本能寺へ南北から突入しており、北からは斎藤利三の子息と小姓、明智秀満の母衣の衆2人が侵入し、南からは本城惣右衛門が侵入した、（6）本城惣右衛門は南から本能寺へ真っ先に突入した中の一人であり、その時、本能寺の（南の）門は開いていて鼠一匹いなかった（本能寺は無防備で警備の人数はいなかったという意味であろう）、（7）明智秀満の母衣の衆2人から首は討ち捨て、という指示が出た、（8）本能寺の広間には一人も人はいなくて、蚊帳だけがつられていた、（9）庫裏（＝寺の台所）の方より来た、下げ髪をして白い着物を着た女一人を捕らえたが、侍は一人もいなかった、（10）その女は「上様（＝信長）は白い着るものを召しているだろう」とのことを言ったが、それが「のぶながさま」（＝織田信長）とは本城惣右衛門は思わなかった、（11）本能寺を構成する建物などとしては、「門」、「表」、「堂」（＝本堂という意味か？）、「広間」、「庫裏」、「奥の間」が存在したことがわかる、（12）この中で蚊帳がつってあったのは「広間」であり、「広間」には一人もいなかった、（13）信長に御奉公している衆2～3人が「堂」に入ってきたので、本城惣右衛門は（その者の）首を一つ取った、（14）それとは別に「奥の間」

から(「広間」へ)出てきた一人を、本城惣右衛門は蚊帳の物陰で待ち伏せして背後から斬った(その時の首取りと合わせて、首を2つ取った)、(15) このように、本能寺の中では、本城惣右衛門は戦って敵2人の首取りをした、(16) 本城惣右衛門が首取りをした場所は、一人は「堂」、もう一人は蚊帳がついてあった場所なので「広間」ということになる、(17) この2つの首取りによって、本城惣右衛門は褒美として鍵を与えられた、などである。

上記(2)については、明智軍による本能寺襲撃が信長殺害を目的としていたことを本城惣右衛門は知らなかった、という意味であろう。

上記(3)については、『惣右衛門覚書』のこの一節は、通説では家康殺害のために京へ向かったと本城惣右衛門は思った、と解釈されることが多いが⁽¹⁹⁾、『惣右衛門覚書』には「いゑやすさまとばかり存候」と記されていて、家康を討つため、とは記されていないので、通説の見解は誤読であることがわかる。文脈的には、明智光秀の軍勢は羽柴秀吉への援軍として備中へ向けて進発したが、途中で京へ進路を変更したので、当時、上洛中の徳川家康とばかり思った、と記されているので、秀吉への援軍から家康への援軍に変更になった、と本城惣右衛門は思った、というように解釈するのが正しい解釈と思われる。

そもそも、『惣右衛門覚書』によれば、本城惣右衛門が本能寺襲撃を知ったのは、その後、斎藤利三の子息と小姓の2人の騎馬武者が明智軍の中から出てきて、本能寺へ行く指示を出した時点であった、と思われる。その証左として、その後、本城惣右衛門は本能寺に突入する前(=本能寺の門に入る前)に敵の首取りをしている。

逆に言えば、斎藤利三の子息と小姓の2人の指示があるまでは、家康の援軍に行くために京へ入ったと本城惣右衛門は思っていたことになる。

上記(10)の解釈については、本城惣右衛門は、その女の言葉を聞く前に、本能寺内で白いものを着た人を見たが(ただし、それ以前に本城惣右衛門が本能寺内で白いものを着た人を見た、という記載は『惣右衛門覚書』にはない)、それが信長とは気付かなかった、という解釈と、その女が言った「上様」が信長を指すとは本城惣右衛門は思わなかった、という2通りの解釈が可能である。

上記(14)の記載からすると、この時、本城惣右衛門は刀を使用したと考えられる。『惣右衛門覚書』には、本城惣右衛門は本能寺の中で鍵を使用したという記載はないので、これは屋内における戦闘であったことに起因すると思われる。『惣右衛門覚書』の記載によれば、奥の間から出てきた信長側の武士も刀を抜いた状態で応戦しようとしていたことがわかる。

上記(17)において、2つの首取り、としているのは、本能寺に突入する前に本城惣右衛門が取った首は、上記(7)にあるように、首は討ち捨て、という指示が出たため、「堂」の下へ投げ入れたので、首取りの数にカウントしていないことによる、と思われる。

上述のGの記載によれば、①本能寺襲撃の直前に、明智方軍勢の中から2人の騎馬武者があらわれた時、本城惣右衛門は、その2人が斎藤利三(明智家の重臣)の子息と小姓であることをすぐに認識した(つまり、2人の顔を知っていたことになる)、②本城惣右衛門は、明智方軍勢の中で最も早く本能寺の中心部(=広間、堂)へ突入している、③本城惣右衛門は、広間でとらえた女を斎藤利三に直接渡している、などの点を考慮すると、本城惣右衛門は、明智方の重臣(斎藤利三)と共に真っ先に本能寺の中心部(=広間、堂)へ突入した明智方の先手の一人であったことがわかる。よって、このことからすると、本城惣右衛門は、下級武士(雑兵や足軽クラス)ではなく、明智方軍勢の中では、明智家の重臣と共に重要な戦闘行動(軍事タスク)ができるクラスの武士(中級以上)であったことがわかる。

なお、本城惣右衛門は野々口西太郎坊の配下にあった、とGの最後の箇所記されているが、

『惣右衛門覚書』における本能寺襲撃の記述（G）には野々口西太郎坊は全く出てこないの、この場合は、形式上の所属であり、本能寺襲撃における本城惣右衛門の戦闘行動とは直接関係なかった（直接指揮を受けたわけではなかった）、と思われる。

H…【羽柴秀長の紀伊攻略】（天正13年）

天正13年（1585）の羽柴秀長の紀伊攻略では、本城惣右衛門は羽柴秀長の指揮下において戦闘行動をおこなっている。敵側の偽装降伏という謀略により、羽柴秀長が危機的状況に陥った時、あとから羽柴秀長の軍勢が救援に向かった際に、本城惣右衛門は敵の首取りをした。その首を羽柴秀長が城において首実検している。そして、褒美として、本城惣右衛門が捕らえた「せがれ」（=年少の男）5人を譜代（の家臣）にするように、と言われて与えられた。この「せがれ」5人を与えられた事例については、前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』⁽²⁰⁾にも引用されている。ただし、前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』（70頁）の史料引用文では「ふだい」（前掲『ビブリア』57号の活字翻刻）を「譜代」というように漢字表記にするなど、一部、字句が異なる箇所がある。前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』⁽²¹⁾では「戦争奴隷たちの行方」の小見出しの項で、戦場で「生捕られた人々」の事例として紹介されている。このように褒美として、武器（刀や鎧など）や知行ではなく、戦場で捕らえた（敵側の）者が与えられる、という特異性に前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』では着目されたのである。

I…【明智方の金山城攻め】（天正6年～同7年）〔丹波国内の戦い〕

本城惣右衛門が属した軍勢は、明智光秀が築城した金山城（=現在地は兵庫県丹波市と丹波篠山市の境界上に位置する⁽²²⁾）を攻めた。明智光秀が金山城を築城したのは天正6年9月頃であり、同年11月には完成していた⁽²³⁾。金山城は、赤井氏と波多野氏の勢力を分断するために明智軍が築いた中心的な陣城である⁽²⁴⁾。よって、この戦いは、金山城が完成した天正6年11月以降であることになる。そして、上述のように、明智光秀による丹波攻略は天正7年8月（赤井氏の居城・黒井城が落城したのが天正7年8月である）に終了するので、それまでの間ということになる。つまり、この戦いの時期は、天正6年11月～同7年8月までの期間に比定できる。この戦いでも本城惣右衛門は父の本城惣右衛門の指揮下に入っている（表1参照）。

J…【伊勢亀山城攻め】（小牧・長久手の戦い）（天正12年）

天正12年（1584）の小牧・長久手の戦い（羽柴秀吉VS織田信雄・徳川家康）における伊勢亀山城の攻防戦である。攻める秀吉方の部将は、中川秀政、高山右近、堀尾吉晴であり、守城側は織田信雄の家臣の滝川雄利であった。攻める秀吉方の3人の部将（中川秀政、高山右近、堀尾吉晴）が交替で、敵の城（伊勢亀山城）の攻め口を担当していた、というように城攻めの具体的状況がよくわかる。亀山城への攻撃側の戦法として、①櫓を掘り倒した、②（城内からの攻撃に対して）竹束を使用した、③城内から松明を投げて、攻城側の竹束を焼こうとしたが、「水はじき」（=水鉄砲）2つで消し止めた、などが具体的にわかる点は重要である。本城惣右衛門のそれ以前の経験として、竿に松明を付けて敵の城の櫓を焼こうとしたが、城内から「水はじき」（=水鉄砲）を出して、松明の火を消したので火は付かなかった、と記されているので、この点も（亀山城攻めではないが）当時の攻城側の戦法が具体的にわかる、という意味で重要である。本城惣右衛門は、堀尾吉晴の指図（指示）により野々口西太郎坊に付いたが、褒美は堀尾吉晴から直接もらっているの、大きな意味での指揮系統としては、堀尾吉晴の指揮下で本城惣右衛門は戦ったことになる。このように、本城惣右衛門は、堀尾吉晴からじきじきに褒美（堀尾吉晴が着ていた革衣物^{かわきぬもの}）を与えられているので、とても下級武士とは思えない。堀尾吉晴は、明智光秀の滅亡後、羽柴秀吉の家臣として、丹波国氷上郡六千石余を与えられ、一時、黒井城（丹波国氷上郡）に入ったので⁽²⁵⁾、その関係で本城惣右衛門は堀尾吉晴の指揮下で戦った、と考えられる。

K…【明智方の「しめ」城攻め】(天正6年～同7年)〔丹波国内の戦い〕

本城惣右衛門が属した軍勢が、八上郡(丹波国多紀郡八上カ)内「しめ」(所在地は不明)という城を攻撃した。そのため明智光秀が荒木氏綱を置いた大山城(=現在の丹波篠山市大山など)から援軍200~300が来て逆襲してきた。荒木氏綱の軍勢人数は200~300程に見えたが、敵(=荒木氏綱の軍勢)を攻撃して、本城惣右衛門は首取りをした。この戦いでは、荒木氏綱が明智方になっている点に注意したい。上述のCの記載にあるように、荒木氏綱は明智方と敵対していたが、居城である荒木城(細工所城)は、明智方の攻撃により、天正6年4月に落城したので⁽²⁶⁾、荒木氏綱が明智光秀に従ったのは、それ以降と考えられる。よって、この戦いの時期は、天正6年4月～同7年8月(明智光秀による丹波攻略が終了)までの期間に比定できる。この戦いでは本城惣右衛門は、赤井忠家の指揮下に入っている(表1参照)。

L…【大坂夏の陣】(八尾・若江の戦い)(元和元年)

この戦いは、慶長20年(元和元年〔1615〕)5月6日の八尾・若江の戦いである。本城惣右衛門は、藤堂高清(「与右衛門殿」)(高虎の異母弟)の指揮下で大坂夏の陣(八尾・若江の戦い)に参戦したことがわかる。ただし、藤堂高清の家臣であったのか、或いは、大坂夏の陣の時だけ藤堂高清の指揮下に属したのかはよくわからないが、後述のように、後述のMの記載の末尾に本城惣右衛門の仕官の話が出てくるので、大坂夏の陣の時だけ藤堂高清の指揮下に属して戦った可能性が高い。藤堂高清は大坂夏の陣の時に、上野城留守居であったにもかかわらず、無断で大坂夏の陣に出陣したため、戦後、軍令違反により、伊勢国三ヶ野(=現在の三重県津市白山町三ヶ野)に追放された。その後、元和5年(1619)に許されて上野城代(7000石)になった⁽²⁷⁾。この経緯を考慮すると、『惣右衛門覚書』に、藤堂高虎と藤堂高清の間に争いがあり仲が悪かった、と言うのは、上野城留守居を投げ出して高虎に無断で大坂夏の陣に出陣したことを指している、と考えられる。そのため、藤堂高清指揮下の本城惣右衛門は番指物(はんさしもの)を渡してもらえず、隅取紙(すみとりがみ)を指物にした、ということになったのであろう。このことから、合戦では指物は必要不可欠な必須アイテムであったことがわかる。『惣右衛門覚書』によれば、この戦い(八尾・若江の戦い)における大坂方(豊臣秀頼方)の人数は7000~8000であり、木村重成の手前は井伊直孝が布陣し、藤堂高虎の手前は長宗我部盛親が布陣していた。この両方で合戦があり、本城惣右衛門は木村重成の手前へ攻めかかった。この戦いは、八尾・若江の戦い(慶長20年5月6日)のことを指している。その具体的な戦況の推移がわかるという点で『惣右衛門覚書』の記載内容は重要である。藤堂高虎の母衣(ほろ)の衆の青木忠兵衛と大津伝七郎⁽²⁸⁾が馬を乗り掛けて、馬を入れる(=騎馬が敵陣に突入する、という意味か?)ように指図したが、他の者が馬を入れなかったため、本城惣右衛門は馬を入れた、と記されている。このことからすると、本城惣右衛門は馬に乗っていたことになり(つまり、本城惣右衛門は騎馬クラスであったことになる)、その意味では、本城惣右衛門は下級武士ではなかったことになる。本城惣右衛門は取った首を藤堂高虎のところへ遣わしたが、その途中で、飯野式部という者に奪われた。そのためか、Lでは本城惣右衛門が大坂夏の陣で褒美を与えられた、という記載がない。本城惣右衛門は、藤堂高虎の「ぢきの物」ではなく、「又とう」であった、と記されているので、「ぢきの物」と「又とう」は対比される概念であったことになる。とすると、「ぢきの物」というのは、高虎の「直接の家臣」を意味すると考えられるので、「又とう」は「又家来」(=藤堂高清の家臣)、或いは「又家来に相当する身分」(=大坂夏の陣の時だけ藤堂高清の指揮下に属した)という意味にとることができるが、意味としては後者の可能性の方が高い。このことは、大坂夏の陣において、本城惣右衛門は藤堂高虎ではなく藤堂高清の指揮下で戦ったことを意味している。Lの末尾には、『惣右衛門覚書』の「あとがき」に該当する記載がされているので、本来はLのパートが『惣右衛門覚書』の末尾になっていたが、

その後、M以降のパートを書き足した、と考えられる（この点については後述する）。とすると、Lのパートまでがいつ記されたのか、という点が問題になる。この点については、上述したように、藤堂高濂は元和5年に高虎に許されて上野城代になった、ということがヒントになる。つまり、『惣右衛門覚書』には、藤堂高濂は藤堂高虎と仲が悪く、長らく牢人をして伊勢にいる、と記されているので、藤堂高濂が上野城代になる元和5年より前に、Lのパートまでが記されたことになる。そして、Lのパートは大坂夏の陣（元和元年）のことが記されているので、Lのパートまでは、元和元年の大坂夏の陣終了後から元和5年までの間に記されたことになる。

M…【伏見城攻め】（関ヶ原の戦いの前哨戦）（慶長5年）

この戦いは、豊臣公儀の軍勢による伏見城攻め（関ヶ原の戦いの前哨戦）であり、『惣右衛門覚書』には時期は記されていないが慶長5年（1600）7月である（伏見城の落城は慶長5年8月1日）。この伏見城攻めにおいて、本城惣右衛門は増田長盛（五奉行の一人）の指揮下で戦った。Mの記載内容をまとめると、（1）豊臣秀頼と徳川家康が不和になった、（2）（そのため）家康家臣の鳥居元忠が城番をしていた伏見城を宇喜多秀家、太閤様御鉄砲衆、増田長盛の軍勢が攻囲した、（3）本城惣右衛門は増田長盛の指揮下にあった、（4）伏見城の攻め口は冠木門であったが、西の丸、治部殿丸と冠木門の三方より敵が鉄砲を撃ったので、味方（攻城側）は手負いの者が数多く出てその戦闘は敗北した、（5）徳善院玄以（前田玄以）の軍勢は石垣^{かげ}の陰より（敵から矢を）射られた、（6）その戦闘は味方（攻城側）が敗北して、本城惣右衛門とその他2人はそのまま残っていたが、林助右衛門と灰崎小伝次から撤退するように言われて、そこから撤退した、（7）その後、本城惣右衛門は和田半十郎と共に治部殿丸に乗り込んだが、治部殿丸の城内には一人も人はなく空城であった、（8）このように治部殿丸に人がいなかったのは、味方がすでに治部殿丸を攻めたからであると本城惣右衛門は思った、（9）そして、治部殿丸に人がいなかったのは、その人数が西の丸へ籠ったのであろうか、とも本城惣右衛門は思った、（10）そのあとから味方の軍勢が治部殿丸へ乗り込んできた、（11）その後、黒金門への攻撃に付いたのは、灰崎小伝次と本城惣右衛門が一番であった、（12）この戦いでの本城惣右衛門の戦功が調べられた結果、感状、銀10枚、知行が与えられた、というようになる。

上記（1）は、関ヶ原の戦いに至る政治過程の対立軸として、豊臣秀頼と徳川家康の対立として見ている点は重要である。本城惣右衛門が、豊臣秀頼と徳川家康の対立軸として見ていることは、同時代人の記録（証言）として貴重である。

上記（2）、（5）からは、伏見城攻囲軍に太閤様御鉄砲衆のほか、宇喜多秀家（五大老）、増田長盛（五奉行）、徳善院玄以（前田玄以）（五奉行）の軍勢がいたことがわかり、伏見城攻囲軍が豊臣公儀軍であったことを明確に示している。

上記（2）～（11）については、伏見城攻めの状況が非常に具体的にわかり興味深い。本城惣右衛門（つまり増田長盛の軍勢）の攻撃ルートとしては、伏見城冠木門を攻撃→西の丸、治部殿丸、冠木門の三方より敵が鉄砲で反撃→そのため攻城側（味方）がその戦闘に敗北して撤退→その後、治部殿丸に乗り込むが、中には人がいなかった（攻城側〔味方〕がすでに治部殿丸を攻撃したため、或いは、治部殿丸にいた敵が西の丸へ移って籠ったため）→その後、攻城側（味方）の軍勢が治部殿丸へ乗り込む→黒金門へ一番に攻撃、というようになる。西の丸と治部殿丸は伏見城の西側に位置する曲輪であるので、攻城側（味方）は伏見城の西側から攻め込んだことになる。伏見城西の丸（＝二の丸）と治部殿丸は隣接しているので、最初の攻め口である冠木門とは、西の丸と治部殿丸の間にある虎口の門であった可能性が高い。そのため、攻城側（味方）は西の丸、治部殿丸、冠木門の三方から銃撃（反撃）されたのであろう。守城側（敵）のこの反撃は一旦成功したが、守城側（敵）は、その後、治部殿丸を放棄して西の丸へ軍勢を移動して兵力を集

中させている。このことは、守城側（敵）の戦法として、敵の攻撃を受けた場合、一つの曲輪（この場合は治部殿丸）を放棄して（捨てて）、本丸に近い別の曲輪（この場合は西の丸）へ守城側の軍勢を移動させるケースがあったことがわかり興味深い。黒金門の位置については不明であるが、無人の治部殿丸を通過したあとに黒金門への攻撃に付いているので、西の丸に入る虎口の門が黒金門であった、と推測される。この伏見城攻めでは、本城惣右衛門が首取りをおこなった、という記載はないが、上記（12）にあるように、感状などを与えられたのは、黒金門を一番に攻撃したことが戦功として認められたのであろうか。Mの記載からは、伏見城の曲輪として「治部殿丸」、「西の丸」、構造物として「冠木門」、「黒金門」、「石垣」が存在したことがわかる。通説では「治部少丸」と呼称しているが、『惣右衛門覚書』では「治部殿丸」と記している点に注意したい。その意味では、当時は「治部少丸」ではなく「治部殿丸」と呼称していた可能性が高い。

Mの末尾には、本城惣右衛門が仕官した話が出ている。『惣右衛門覚書』に出てくる戦いの中で時系列的に見て最後の戦いは、大坂夏の陣である。上述のように、本城惣右衛門は大坂夏の陣では藤堂高清の指揮下で戦っているが、大坂夏の陣の時だけ藤堂高清の指揮下に属して戦った可能性が高いので、この時点では、まだ本城惣右衛門は仕官していないことになる。よって、本城惣右衛門が仕官したのは、大坂夏の陣よりあとのことになる。Mの末尾には、「木□（※上の「木」と合わせて「柵」という「松」の異体字か？）ちうじやうさま（=中将様=松平忠直）の申し分はかたじけないので、万事すぐに出仕した。」と記されており、松平忠直（越前国福井藩主）が左近衛権中將になるのは元和元年閏6月なので⁽²⁹⁾、大坂夏の陣よりあとに本城惣右衛門が松平忠直に仕官したという上記の想定と、時期的には符合している。

N…【これまでの褒美のまとめ①…丹波国内の戦い】（天正3年より前か？）

内容的には、上述のD、Eを指している。「あしだ新三郎（=芦田新三郎）という者の首取りをして、「ゆら」（=丹波国氷上郡由良=現在の兵庫県丹波市氷上町北油良・南油良）・「かうら」（=丹波国氷上郡香良=現在の兵庫県丹波市氷上町香良）の両村を褒美として与えられたことを述べている。その時、本城惣右衛門は17歳だったとしている。よって、その両村の代官をしたのは、本城惣右衛門ではなく、父の本城惣右衛門殿であった、と考えられる。このことは、（父の本城）惣右衛門殿が述べた、としている点や、「我等」（=一人称単数=本城惣右衛門）という主語が「だいくわんいたし申候」の文に入っていない点からわかる。Nの事例は、首取りの褒美として、両村を与えられたことに直結している点に注意したい。以下、【これまでの褒美のまとめ】の記載順についても、上述の本文と同様に、必ずしも時系列にはなっていない。

O…【これまでの褒美のまとめ②…丹波国内の戦い】（天正6年）

内容的には、上述のCを指している。明智光秀・滝川一益・筒井順慶が、丹波国多紀郡榎井に侵攻した際に戦って、その時、本城惣右衛門は首取りをして、米8石を取った。Oの事例は、首取りの褒美として、米8石を与えられたことに直結している点に注意したい。

P…【これまでの褒美のまとめ③…本能寺の変】（天正10年）

内容的には、上述のGを指している。褒美として鎧を与えられた。本能寺の変では、上述したように、形式上の所属かもしれないが、本城惣右衛門は野々口西太郎坊の配下にあっただので、野々口西太郎坊から野々口彦介を通して与えられた。野々口彦介は明智光秀の家臣（丹波衆）である⁽³⁰⁾。

Q…【これまでの褒美のまとめ④…伏見城攻め】（慶長5年）

内容的には、上述のMを指している。伏見城攻めでは、本城惣右衛門は増田長盛（五奉行）の指揮下にあっただので、増田長盛より銀10枚と知行100石と折紙（感状）を与えられた。

R…【これまでの褒美のまとめ⑤…伊勢亀山城攻め（小牧・長久手の戦い）】（天正12年）

内容的には、上述のJを指している。上述したように、伊勢亀山城攻めでは、本城惣右衛門は堀

尾吉晴の指図（指示）により野々口西太郎坊に付いたが、大きな意味での指揮系統としては、堀尾吉晴の指揮下で本城惣右衛門は戦ったことになる。このため、堀尾吉晴から、褒美として皮道服を与えられたのであろう。上述のJの記載内容によれば、この皮道服は堀尾吉晴が具足の上に着ていたものである。

S…【これまでの褒美のまとめ⑥…羽柴秀長の紀伊攻略】（天正13年）

内容的には、上述のHを指している。本城惣右衛門は首取りをした褒美として、羽柴秀長から譜代の家臣にするように、と直接言われて「人」を5人与えられた。褒美として、「人」を与えられたケースがあった点に着目したい。この点については、上述したように、前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』において『惣右衛門覚書』のHの記載が引用され検討されている。

T…【あとがき】に該当する部分

『惣右衛門覚書』の「あとがき」にあたるパートである。これまでの人生での殺生についての懺悔が記されている。『惣右衛門覚書』の「あとがき」に該当する記載は、上述したように、Lの末尾にも記されており、そこでは「もし、子供が（これを見て、形見にもなるだろう、と思い、心をなぐさめる（ため）、大方のおぼえを書いた。」と記している（「形見」という言葉は、Aのパート【【まえがき】に該当する部分】にも記されており、その意味では対応している）。そして、これまで取った敵の首は良い首、悪い首を合わせて8つばかりであり、その首取りに対する褒美はこれまで何度も与えられた、としている。本来はLのパートが『惣右衛門覚書』の末尾になっていたが（上述のように、Lのパートまでは、元和元年の大坂夏の陣終了後から元和5年までの間に記されたことになる）、その後、寛永17年8月（Tのパートにおける年月日の記載）までにM以降のパートを書き足した、と考えられる。そして、改めて「あとがき」的な記載としてTのパートを書き足したのであろう。ただし、Tのパートは懺悔の気持ちが強く出ている。

U…【あとがき】の追記に該当する部分

Uは、上述のTの追記に該当するパートである。Uでは上述のTのような懺悔の気持ちに関する記載は一切なく、これまでの武功について誇っているように読み取れるが、意味的には不明な箇所もある。

2. 『本城惣右衛門覚書』から得られるいろいろな知見

『惣右衛門覚書』の記載内容からは種々の新たな知見が得られるので、関係するそれぞれの項目に分けて以下に提示する。

（1）首取りと褒美

本城惣右衛門の戦歴をまとめたものが表2である。表2を見ると、首取りと、その首取りに対して与えられた褒美の関係がわかる。表2からは、①すべての戦いで、本城惣右衛門は首取りをしたわけではなかった、②首取りをしても褒美が与えられなかったケース（名前がわからない者、小物の者の首取りのケース）があった（この点については、次の「（2）良い首と悪い首の基準」において後述する）、③首取りをしなくても褒美が与えられたケースがあった、という点がわかる。

上記②、③を考慮すると、首取りが褒美に直結したケースがあった一方で、首取りをしなくても褒美が与えられたケースがあったことがわかる。よって、首取りだけが、戦いにおける褒美の対象ではなかったことになる。

褒美として具体的に何を与えられたのか、という点は、鎧、人、感状、知行、村、道服、銀などさまざまであるが、大きく分けると、武器などの物品（鎧、道服）、知行に関する土地関係の

もの（知行、村）、褒賞の意味での書状（感状）、貨幣的価値のあるもの（銀）、捕縛した敵の人物というように分類できる。このことからすると、褒美は知行だけに限定されたものではなく、いつも褒美として知行が与えられたわけではなかったことがわかる。

(2) 良い首と悪い首の基準

Cの記載にある「うらやましい首は2つしかなかった」、Lの記載にある「良い（首）・悪い（首）」という点からすると、戦いにおいて首取りをした場合、すべての首が良い首ではなく、良い首と悪い首を区別する基準があったことがわかる。それでは、その良い悪いは何を基準に区分するのであろうか。

上述したN～Sの【これまでの褒美のまとめ①～⑥】を見ると、首取りをした場合、すべて褒美が与えられたわけではなかったことがわかる。首取りをしたにもかかわらず褒美がもらえなかったケース（上述したN～Sの【これまでの褒美のまとめ①～⑥】に載らなかったケース）は、B（首取りをしたが、その敵は名乗らなかった）、I（首取りをしたが、その敵の名字はわからなかった）、K（首取りをしたが、その敵は小物であった）、L（首取りをしたが、その首を奪われた）がある。つまり、名前がわからない敵の首や小物（無名の人物）である敵の首は、褒賞の対象にならなかったことになる。つまり、良い首は武功のある有名な武士の首であるのに対して、悪い首は名前がわからず価値のない者の首という基準が存在したと考えられる。

そして、証拠である首を奪われた場合も、証拠（首）がないので、褒賞の対象にならなかったことになる。その他、Fのように、首取りをしなかったケースでも褒美は与えられていない。

ちなみに、本城惣右衛門は、一生で取った首はよい首と悪い首を合わせて8つばかりであった、と回想している（L）。

(3) 各人物の「様付」、「殿付」、「敬称なし」の3区分について

『惣右衛門覚書』における各人物の表記をまとめたものが表3である。表3を見ると、『惣右衛門覚書』では、各人物の表記について、「様付」、「殿付」、「敬称なし」に3区分できる。表3を見ると、「様付」は、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康という天下人と、その親族（織田信雄、羽柴〔豊臣〕秀長、豊臣秀頼、宇喜多秀家、松平忠直）というように、かなり高位の人物に限定して使用されている。『惣右衛門覚書』における「様付」の表記は、2例（「大和大納言様」、「御本所様」）を除いて、他はすべて、ひらがな表記で「さま」と記されている。

表3を見ると、「殿付」は、明智光秀、滝川一益、高山右近、堀尾吉晴、藤堂高虎、井伊直孝、長宗我部盛親など大名クラスのほか、赤井忠家、波多野秀治のような戦国時代の国人クラスにも使用されている。また、明智秀満、斎藤利三のような明智光秀の重臣クラスにも使用されている。この場合、敵対した時点での明智光秀、滝川一益にも「殿付」が使用されている点は注意される。また、石田三成、増田長盛、徳善院玄以（前田玄以）のような五奉行クラスについても「殿付」である。

表3を見ると、「敬称なし」は、戦いで共に戦った同輩クラスに使用されているケースが多い。ただし、筒井順慶のような大名クラス、荒木氏綱のような国人クラスでも「敬称なし」のケースがある。明智光秀は上記のように「殿付」のケースがあるが、それは1例のみであり、他の5例は「敬称なし」であり、「あけち」というように名字のみの「敬称なし」にしている点は、明智光秀が本能寺の変で謀反をおこしたことと関係するのかもしれない。

以上のように、本城惣右衛門は『惣右衛門覚書』の中で、各人物の記載について、一定の基準によって「様付」、「殿付」、「敬称なし」に3区分している点は、同時代人（本城惣右衛門）の身分的上下関係の認識を知るうえで興味深い。特に、「様付」の使用は、上述のように、高位の人物に限定して別格的に使用されている点に注意したい。

（4）人名の読み方について

『惣右衛門覚書』では、ひらがな書きの表記が多いので、人名の読み方がわかる点は貴重である（表3参照）。ただし、上述したように、前掲『ビブリア』57号に活字翻刻される際に、濁点が付けられたので、この点は注意する必要がある。

よって、滝川一益について「たけがわ殿」（表3）としている点は、史料の原本では「たけかわ殿」となっている⁽³¹⁾ほか、増田長盛については「ました右衛門殿」（表3）としている点は、史料の原本では「ました右衛門殿」となっているはずである。

こうした点を考慮したうえで、表3をもとに人名の読み方を検討すると、①滝川一益の読み方は、通説では「滝川」は「たきがわ」と読んでいるが、通説の読み方とは異なり、当時は「たけがわ」或いは「たけかわ」と読んでいた可能性がある（滝川雄利の「滝川」の読み方も同様）、②増田長盛の読み方は、通説では「増田」は「ました」という読み方であり、「ました」であれば通説通りの読み方であるが、「ました」であれば通説とは異なる読み方になる、③「太閤」は、通説では「たいこう」という読み方であるが、当時は「たいこ」と読んだ可能性がある、④堀尾吉晴の読み方は、通説では「ほりお」という読み方であるが、当時は「おりお」と読んだ可能性がある⁽³²⁾、⑤斎藤利三は、通説では、斎藤内蔵助^{くらのすけ}と表記されるが、当時は「内蔵助」ではなく「蔵介」と表記され、その読み方は「くらのすけ」ではなく「くらすけ」（史料の表記では「くら介」と読んだ可能性がある）、⑥中川瀬兵衛（＝中川清秀）の瀬兵衛は「せひやう」（つまり、史料の表記を補正すると「せびやうえ」になる）と読むのであり、「せべえ」ではない、⑦川瀬又兵衛の又兵衛は「及びやうへ」（つまり、史料の表記を補正すると「またびやうえ」になる）と読むのであり、「またべえ」ではない、⑧滝川三郎兵衛（＝滝川雄利）の三郎兵衛は「三郎ひやう」（つまり、史料の表記を補正すると「さぶろうびやうえ」になる）と読むのであり、「さぶろべえ」ではない、⑨青木忠兵衛の忠兵衛は「ちうびやうへ」（つまり、史料の表記を補正すると「ちゅうびやうえ」になる）と読むのであり、「ちゅうべえ」ではない、⑩通説では前田玄以と人名表記されているが、「とくぜん殿」（つまり徳善殿）と当時は呼称されていたことから、前田玄以ではなく徳善院玄以と人名表記すべきである、などの点が指摘できる。

（5）使用した武器について

『惣右衛門覚書』において、それぞれの戦いで使用された武器についての記載はそれ程多くない（表2参照）。表2を見ると、本城惣右衛門が使用した武器は鎧（D、F）、刀（G）であったことがわかる。鎧は攻城戦（D）で使用し、本能寺の変（G）では刀を使用しているが、本能寺の変では本城惣右衛門は屋内（本能寺）で戦っているため、鎧ではなく刀を使用したであろう。

『惣右衛門覚書』において、本城惣右衛門が鉄炮を使用したという記載はない。これは鉄炮使用がだれでもおこなえるものではなく⁽³³⁾、鉄炮衆のように鉄炮使用に特化された階層（集団）が使用するものであったことをうかがわせる。その証左として、『惣右衛門覚書』では、金山城攻め（天正6～同7年）で明智方の「てぼうの物」（＝鉄炮の者）の首取りをした、という記載（I）があることから、この時点（天正6～同7年）で明智光秀の軍勢は兵科別編成がおこなわれていて、鉄炮の者（＝戦いにおいて鉄炮を専門的に扱い使用する者）が存在していたことがわかる。また、伏見城攻め（慶長5年）において、攻囲側に「たいこさま御てっぼう衆」（＝太閤様御鉄炮衆）⁽³⁴⁾が含まれていた、という記載（M）がある。この点は、慶長5年の時点で豊臣公儀の直属の軍勢（豊臣秀頼直属の軍勢）において兵科別編成がされていたことを示す証左になる。そして、太閤様御鉄炮衆が伏見城を攻囲した軍勢に含まれていたことは、伏見城を攻囲した軍勢が豊臣公儀の軍勢であったことを示している。

『惣右衛門覚書』によると、敵が鉄炮を使用した記載があり（E、H）、その時には本城惣右衛

門が敵に狙撃されている (E)。

攻城戦では、攻城側が、城からの攻撃を防御するために竹束を使用したり、城から投げた松明^{たいまつ}を消火するために水はじきを使用した点 (J) は、当時の攻城戦の実態を知ることができて興味深い。

なお、表2の「使用した武器」の欄において、武器の記載がない場合であっても、本城惣右衛門は戦いでは何らかの武器を使用したと考えられ、『惣右衛門覚書』において使用した武器の記載がたまたまなかっただけである、と考えるべきであろう。

(6) 使用されている一般名詞 (普通名詞)、一般動詞など

『惣右衛門覚書』において使用されている一般名詞 (普通名詞)、一般動詞の表記をまとめたものが表4である (合戦名、地名は固有名詞であるが、表4では検討対象とした)。表4を見るとわかるように、『惣右衛門覚書』では漢字表記が極端に少なく、一般名詞 (普通名詞)、一般動詞などいずれもほとんどがひらがな表記であることがわかる。これは、本城惣右衛門自身に教養がなかったため、文章を書くことについて、漢字を知らなかったので、ひらがな表記にせざるを得なかったのであろう。

表4を見ると、普通名詞では「人じゆ」 (= 人数)、「くびかず」 (= 首数)、「かせん」 (= 合戦)、「人かず」 (= 人数)、「たへまつ」 (= 松明^{たいまつ}) など、現在の読み方とは異なる当時の読み方がわかる。「鉄炮」については「てっぽう」という読み方のほかに「てぼう」という読み方もあったことがわかる。

また、地名では「紀伊国」は「きいのくに」ではなく「きのくに」と当時は読んだことがわかる。「大坂」については「わうさか」と表記している (L)、『惣右衛門覚書』においては、「お」を「わ」に置き換えて表記していることがわかる。『惣右衛門覚書』における類例としては、「わうつ伝七郎」 (= 大津伝七郎) (L)、「わうかた」 (= 大方) (L)、「わうかたのかず」 (= 大方の数) (U) がある。

豊臣秀吉に対する尊称では「太閤様」は「たいこうさま」ではなく「たいこさま」と読んでいたので「太閤」は「たいこう」ではなく「たいこ」と当時は読んでいた可能性がある。

そのほか、「かけあし」 (= 駆足) のように、現在の「駆足」と意味が異なるケースもある。

なお、「ふしミ御城御ばん」 (M)、「大さか御ぢん」 (L) というように「御」を付けて表記しているのは、伏見城は豊臣政権の公儀の城郭であり、大坂の陣は私戦ではなく公戦であることによるものと考えられる。

(7) 城名などの表記

『惣右衛門覚書』における城名など (城の構造物や曲輪名も含む) の表記をまとめたものが表5である。表5を見ると、城名、城の構造物や曲輪名などに関して、当時の名称・呼称がわかる。

それ以外に、城の構造物の名称などから『惣右衛門覚書』の記載をもとに検討すると、敵が敗北して古城跡に逃げ込んだケース (D)、両村が謀反をして明智方になったため、その村の上の城に (村人が逃げて) 入ったケース (E)、本城惣右衛門と大月さまの介が、それを攻撃するため古構えに一夜留まったケース (E) など、城の具体的な活用方法がわかる。

また、敵対して明智方になった村に対して攻めるため、相城を付けたケース (F) があり、相城という名称とその使用方法がわかる。

城の構造物では、「いしがけ」という表記があり (M)、「いしがき」 (= 石垣) ではなく「いしがけ」 (= 石垣) と表記されている点に注意したい。ただし、上述したように、前掲『ピブリア』57号に活字翻刻される際に、濁点が付けられたので、このことは注意する必要がある、史料の原文では「いしがけ」ではなく「いしかけ」と表記されている可能性が高い。とすると、当時は「いしかけ」と呼称していた可能性が考えられる。

ちなみに、『日葡辞書』では「いしかき」(=石垣)という読み方で立項しているのに(「いしがき」という読み方ではない)、当時は「いしがき」ではなく「いしかき」と呼称していた可能性が高い(表5の(注18)を参照)。

(8) 戦い方と軍勢数

『惣右衛門覚書』における記載内容から、当時の城攻めの具体的な方法や、戦いにおける具体的な戦闘状況がわかる点は重要である。『惣右衛門覚書』に記された本城惣右衛門の戦闘シーンからは、戦いの際に、本城惣右衛門は一人で(つまり、単独で)動いて戦うことはなく、常に少なくとも2~3人の味方(仲間³⁵⁾)と行動していることがわかる。このことは、戦闘の際に単独行動をしていない、という点で当時の武士の戦い方を知ることができる。

このように、戦いにおいて常に複数で戦闘行動するメリットとしては、不意に敵の襲撃を受けた場合に自分以外の味方が戦闘をカバーして助けることや反撃することができる点や、警戒しながら索敵行動をする場合、複数の方が敵の発見が早いという点が考えられる。

また、丹波国内の戦いでは、大規模な合戦ではなく、小規模なゲリラ戦的な戦闘シーンも確認できる。例えば、本城惣右衛門と大月さまの介の2人だけで敵に対して戦闘を仕掛けたケース(E)は、それに該当する。

『惣右衛門覚書』では軍勢数の表記が出てくる箇所がある。丹波国内の戦いでは、敵200~300人VS味方50~60人(F)、敵200~300VS味方13人(F)、敵(荒木氏綱の軍勢)200~300人(K)という軍勢数である。この軍勢数を見ると軍勢の人数の単位は、丹波国内の戦いでは何万VS何千という単位ではなく、何百VS何十という単位であったことがわかる。このことは一地方での戦いという性格に起因するものであろう。『惣右衛門覚書』に記された、こうした軍勢の人数規模は、江戸時代の軍記物のような軍勢数の誇張がない、という意味で重要である。

しかし、大坂夏の陣では、敵(大坂方の軍勢)7000~8000(L)というように、軍勢数が何千という単位になっている。これは、大坂夏の陣が大規模戦争であったことに起因するものであろう。このように戦いの性格によって、軍勢規模の人数単位が異なってくる点には注意する必要がある。

これまで『惣右衛門覚書』は、本能寺の変の記載箇所だけが注目されてきたが、本稿で検討したように、「戦功覚書」としての性格から考察すると、上述のようにいろいろな新しい知見を得ることができた。

おわりに—本城惣右衛門は下級武士なのか—

本城惣右衛門の人物像について、本城惣右衛門は下級武士なのか、という点も含めて以下に検討・考察する。

▼戦いによって指揮を受ける部将クラスが変わることについて

本城惣右衛門は、戦いによって指揮を受ける部将が変わっている(表1、表2参照)。本城惣右衛門の出身地である丹波国内の戦いでは、本城惣右衛門は「惣右衛門殿」(父)或いは赤井忠家のみ従って戦っている(表1、表2参照)。

上述したように、表1を見ると、本城惣右衛門(父)が本城惣右衛門(子)を指揮した年次の上限は天正3年より前であり、下限は天正7年である。よって、父親の本城惣右衛門は、明智光秀の丹波攻略が終了した天正7年8月以後の早い時期に死去したと推測できる。

よって、丹波国内の戦いでは、本城惣右衛門は「惣右衛門殿」(父)の指揮のもとに戦っており、その死去後は、赤井忠家の指揮のもとに戦っていたことになる。

天正10年の本能寺の変では、本城惣右衛門は明智光秀軍に属して戦っている。その理由は、明智光秀が丹波攻略後、丹波国の新たな領主になったからであろう。

天正12年の伊勢亀山城攻め（小牧・長久手の戦い）では、堀尾吉晴から褒美を与えられているので、大きな意味では、堀尾吉晴の指揮下で戦ったことになるが、上述したように、これは堀尾吉晴が、明智光秀の滅亡後、羽柴秀吉の家臣として、丹波国氷上郡六千石余を与えられ、一時、黒井城（丹波国氷上郡）に入ったので⁽³⁶⁾、その関係で本城惣右衛門は堀尾吉晴の指揮下で戦った、と考えられる。

このように、天正12年までの戦いでは、本城惣右衛門は出身地の丹波国関係の部将の指揮下で戦っていた。しかし、それ以後、天正13年の紀州討伐では羽柴秀長、慶長5年の伏見城攻めでは増田長盛、元和元年の大坂夏の陣では藤堂高清の指揮下で戦っているが、羽柴秀長、増田長盛、藤堂高清は丹波国とは直接関係のない部将である。このように、丹波国とは直接関係のない部将のもとで本城惣右衛門が戦ったことは、この頃から戦いの規模が大規模になり、部将側で大量の戦闘員の動員が必要になった結果、出身地とは関係のない部将クラスのもとでも戦力（戦闘員）として受け入れる需要があったことによると思われる。

本城惣右衛門は、天正12年の伊勢亀山城攻め（小牧・長久手の戦い）では堀尾吉晴、天正13年の紀州討伐では羽柴秀長、慶長5年の伏見城攻めでは増田長盛の指揮下で戦っているため、この3つの戦いでは豊臣方軍勢の一員として戦ったことになる。

しかし、元和元年の大坂夏の陣では藤堂高清の指揮下で戦っているため、豊臣方軍勢を攻める方の軍勢の一員として戦ったことになるが、本城惣右衛門がそれまで属して戦った豊臣方から離れた理由は不明である。

このように、本城惣右衛門は、戦いによって指揮を受ける部将が変わっているが、一定の原則のもとに変わっているのであり、無定見に変えたわけではなかった。

▼本城惣右衛門の出自について

本城惣右衛門の出自について知る手掛かりは、Bの記載に、「大月助三郎殿」は「惣右衛門殿」（上述したように、本城惣右衛門の父と考えられる）と「いとこ」（=従兄弟）の関係にある、としている点である。

Bの記載では、その他に、「大つき有間介」は本城惣右衛門の「ほうばい」（=傍輩）であるとしている。この場合の傍輩とは「仲間」⁽³⁷⁾という意味であろう。

Dの記載では、「大月なに右衛門」は本城惣右衛門の「ほうばい」（=傍輩）であるとしている。Eの記載では、本城惣右衛門は「大月さまの介」と戦闘行動を共にしている。これらは、いずれも丹波国内の戦いにおける記載である。

このように、大月姓の「大月助三郎殿」（父親の従兄弟）、「大つき有間介」（傍輩）、「大月なに右衛門」（傍輩）、「大月さまの介」が『惣右衛門覚書』に出てくるが、この中で殿付になっているのは「大月助三郎殿」だけである。「大月助三郎殿」は父親（＝「惣右衛門殿」）と従兄弟の関係になるので、本城惣右衛門から見てかなり年上の人物だったのであろう。

父親（＝「惣右衛門殿」）と「大月助三郎殿」が従兄弟の関係にあった、ということは、本城惣右衛門は「大月」姓の武士の一族であったことになる。上述のように、本城惣右衛門は「大月」姓の人物と戦闘行動を共にしていることもその傍証になる。

『惣右衛門覚書』では「大月」姓として記載しているが、「大月」＝「大槻」と考えた場合、「惣右衛門殿」（父）と本城惣右衛門（子）は、出自として大槻氏の一族ということになる。

大槻氏（大槻一族）は「中世末から近世初にかけて、何鹿郡（引用者注：丹波国）西部と天田郡（引用者注：丹波国）東部」⁽³⁸⁾を支配する国人領主（土豪）であったため、その意味では、本

城惣右衛門は下級武士（中間、足軽、雑兵などのクラス）ではなかったことがわかる。

『惣右衛門覚書』の記載内容によれば、丹波国内の戦いでは、本城惣右衛門は丹波国内の氷上郡（D、E、I）と多紀郡（C、K）をテリトリーとして動いている。ただし、丹波国内の何鹿郡（B）と天田郡（F）へ遠征したこともあった。

こうした丹波国内の戦いにおける本城惣右衛門の活動範囲（丹波国氷上郡と多紀郡が中心）を考慮すると、上述した国人領主としての大槻氏の支配領域（丹波国何鹿郡西部と天田郡東部）と地域的にエリアが異なるが、その理由については今後の検討課題としたい。

▼本城惣右衛門は下級武士なのか

上述したように、前掲・林若樹「一野武士の告白^(ママ) = 本城惣右衛門覚書^(ママ)」の主題に「野武士」と記されていることから、本城惣右衛門 = 「野武士」というイメージがこれまで定着してきた。その影響を受けたためかも知れないが、本能寺の変の関係で『惣右衛門覚書』を紹介する際には、本城惣右衛門は下級武士である、という前提で取り上げられることが多かった。

しかし、『惣右衛門覚書』全体の内容を通して読むと、本城惣右衛門が下級武士でなかったことは明らかである。

下級武士というと、例えば、中間、足軽、雑兵などのクラスが想定されるが、中間クラスであれば名字がないケースが多く、その点では本城惣右衛門は該当しないことになる。

上述したように、本城惣右衛門は、①本能寺の変では、斎藤利三の子息と小姓の2人の騎馬武者から本能寺へ行く指示を受けている、②本能寺の変では、明智方の重臣（斎藤利三）と共に真っ先に本能寺の中心部（= 広間、堂）へ突入した明智方の先手の一人であったことから、下級武士（雑兵や足軽クラス）ではなく、明智方軍勢の中では、重臣と共に重要な戦闘行動ができるクラスの武士（中級以上）であった、③伊勢亀山城攻め（小牧・長久手の戦い）では、堀尾吉晴からじきじきに褒美（堀尾吉晴が着ていた革衣物^{かわきぬもの}）を与えられている、④大坂夏の陣では馬に乗っていた（つまり、騎馬クラスであった）、などの理由から、本城惣右衛門は下級武士ではなかったことになる。

『惣右衛門覚書』には、本城惣右衛門が荻野河内という人物と大坂の陣で再開して、昔の首取りの話を語り合う場面が記されている（C）。『惣右衛門覚書』によれば、丹波国内での戦いでは、本城惣右衛門は明智光秀方の荻野河内と戦ったことがあり、荻野河内は丹波国出身としている。そして、荻野河内は関ヶ原の戦いにおける手柄により5000石を与えられ、越前国で死去した、としている。

『惣右衛門覚書』におけるこの記載内容を検証するために、越前松平家の分限帳である『結城秀康給帳』⁽³⁹⁾を調べると、『結城秀康給帳』には「一 四千石 丹波国 荻野河内」という記載があり、結城秀康が越前福井藩主であった時代に荻野河内は4000石の家臣であったことがわかる。

また、越前松平家の『諸士先祖之記』⁽⁴⁰⁾には「荻野河内守永道 本国丹波 生国不知 姓平」、「秀康公御代被召出 年号不知」と記されている。この記載によれば、①荻野河内守の実名は永道である、②荻野河内守の本国は丹波国である⁽⁴¹⁾、③結城秀康が越前福井藩主であった時代⁽⁴²⁾に荻野河内は秀康に仕えた、ということがわかる。

こうした記載は、上述の『惣右衛門覚書』の記載内容（荻野河内は丹波国出身であること、越前国〔つまり越前松平家〕で5000石〔ただし、分限帳では4000石〕を与えられていたこと）と一致する。

前掲『諸士先祖之記』⁽⁴³⁾には、①荻野河内守永道の父は荻野伊賀守と言ひ、先祖は同氏（荻野氏）四郎右衛門永忠の嫡家であるので、その書付を（越前松平家に）差し上げた（=提出した）、②荻野河内守永道は、結城秀康が越前福井藩主であった時代に召し出されて千人扶持を与えられ

た、③大坂冬の陣では（藩主の松平忠直に）お供をして、永見民部の備の手頭（与頭カ）を務めた、④大坂夏の陣では御留守の城（福井城）を預かりお供をしなかった、という点が記されている。

また、前掲『諸士先祖之記』⁽⁴⁴⁾における別掲の記載には、①荻野河内守永道の父は荻野伊賀守と言ひ、丹波国にいたが浪人として死去した、②荻野河内守永道は青木紀伊守（＝一矩、越前北庄城主）に招かれ7000石を与えられて城代を務めた、③青木紀伊守が病死したあとは丹波国に帰ったが、結城秀康（越前福井藩主）に召し出され千人扶持を与えられた、④大坂冬の陣では（藩主の松平忠直に）お供をして、一手の頭を務めた、⑤翌年の大坂夏の陣の時には、御城代（福井城）を命じられてお供をしなかった、という点が記されている。

この記載によれば、荻野河内守は大坂冬の陣には、越前福井藩主・松平忠直の配下として出陣した（大坂夏の陣では福井城〔越前松平家の居城〕の城代であったため出陣しなかった）ことがわかる。この点は、上述した『惣右衛門覚書』において、本城惣右衛門が荻野河内と大坂の陣で再開して、昔の首取りの話を語り合った、という記載と整合する。

このように、本城惣右衛門が、越前福井藩（松平家）の重臣（4000石）である荻野河内と大坂の陣で再開して昔の首取りの話を語り合ったことは、本城惣右衛門が下級武士であったとすると成立しない話であることは明らかであろう。

▼本城惣右衛門のその後

『惣右衛門覚書』に出てくる最後の戦いは、大坂夏の陣である。上述したように、本城惣右衛門は大坂夏の陣では藤堂高清の配下として戦っており、この時点では、まだ本城惣右衛門は、身分的には「又とう」（大坂夏の陣の時だけ藤堂高清の指揮下に属した又家来に相当する身分と考えられる）であったと『惣右衛門覚書』に記されている（L）。よって、この時点では、本城惣右衛門は、どこかの大名家に正式に仕官していないことになる。

上述したように、『惣右衛門覚書』には、その後、本城惣右衛門は松平忠直（「ちうじやうさま」＝中将様）に仕官した、と記されているが、松平忠直が左近衛権中将になるのは元和元年閏6月なので⁽⁴⁵⁾、時期的には大坂夏の陣のあと、ということになる。

『惣右衛門覚書』の宛所である「本城藤左衛門、同金左衛門、同勘之丞」（子供を含めた本城惣右衛門の親族と考えられる）は、越前松平家（福井藩）の分限帳に名前が見えないが、福井藩4代藩主の松平光通の時代の分限帳⁽⁴⁶⁾に「百五拾石 本庄三右衛門」、「百石 本庄弥大夫」という記載があるので、この本庄姓の2人が本城惣右衛門の子孫である可能性が考えられる。

▼『本城惣右衛門覚書』の史料的性格と従来の見解の是正

本稿では「戦功覚書」としての史料的性格を考慮して『惣右衛門覚書』の内容を検討・考察したが、「戦功覚書」として見た場合、『惣右衛門覚書』は本城惣右衛門本人しか体験できない戦いの手記であり、その点は貴重な臨場感あふれる記録であると評価できる。

従来は『惣右衛門覚書』は本能寺の変の記載箇所だけが注目されてきたが、本稿でおこなったように本能寺の変の記載箇所だけでなく、『惣右衛門覚書』の記載内容全体を「戦功覚書」としての視点から検討する必要があるだろう。

そして、上述のように、本能寺の変の記載箇所において、従来の通説では、明智光秀の軍勢は、当時上洛中（実際には本能寺の変がおこった6月2日には、家康は京ではなく堺にいた⁽⁴⁷⁾）の徳川家康を殺害するために京へ向かった、と本城惣右衛門は思った、と指摘されているが、『惣右衛門覚書』には「いゑやすさまとばかり存候」と記されていて、家康を討つため、とは記されていないので、通説の見解は、『惣右衛門覚書』の記載箇所の誤読によるものであることが明らかである。つまり、『惣右衛門覚書』における、その前の部分からの文脈の流れでは、家康への援

軍のために京へ行くものと本城惣右衛門は思った、というように読み取れる。

この点については、今後、本能寺の変について検討するうえで考慮しなければならない点として明記しておきたい。

[註]

- (1) 竹井英文『戦国武士の履歴書—「戦功覚書」の世界』（戎光祥出版、2019年）。本書については、著者の竹井英文氏から刊行時に御恵送いただいた。記して感謝する次第である。
- (2) 藤田達生『証言本能寺の変—史料で読む戦国史—』（八木書店、2010年、317頁）。
- (3) 天理図書館報『ビブリア』57号（天理図書館編集、天理大学出版部発行、1974年）。
- (4) 前掲『ビブリア』57号の「凡例」には「誤字・脱字等については、すべて原のままに従い、いま私に濁点を施した外は、一切の訂正や注記を加えることをしなかった。」（下線引用者）と記されている。
- (5) 『日本及日本人』〈日本武士道號〉第192號（昭和5年1月1日號）（政教社、1930年1月1日発行、81～87頁）。この『日本及日本人』第192號の奥付には「毎月二回、一日、十五日発行」と記されているので、毎月2回刊行されていたことがわかる。この『日本及日本人』第192號は〈日本武士道號〉という特集号であったため、林若樹氏の論考「一野武士の告白 = 本城惣右衛門覚書 =」が掲載されたと思われる。
- (6) 「本城有介」は「本城惣右衛門」の実名である。藤木久志『雑兵たちの戦場—中世の傭兵と奴隷狩り』（朝日新聞社、1995年）。同書87頁の注（95）では「（寛永）十七年八月吉日、本城有介覚書、史料編纂所架蔵影写本、「佐佐木信綱氏所蔵文書」二、高木昭作氏のご教示による。」と記されている。以下、同書のサブタイトルは省略する。
- (7) この文章には、林若樹氏が、どのようなルートから『本城惣右衛門覚書』を入手したのか、という経緯については一切記されていない。その意味では『本城惣右衛門覚書』の史料としての来歴は不明である。
- (8) 『本城惣右衛門覚書』における本能寺の変に関する記載を検討したものは非常に多いので、すべて提示できないが、近年のものでは、鈴木真哉・藤本正行『新版信長は謀略で殺されたのか』（洋泉社、2014年）、渡邊大門『明智光秀と本能寺の変』（筑摩書房、2019年）がある。
- (9) 拙稿「『本城惣右衛門覚書』全文現代語訳」（『十六世紀史論叢』13号、十六世紀史研究学会編集、株式会社歴史と文化の研究所発行、2020年）。本稿における『本城惣右衛門覚書』の現代語訳の部分は、この拙稿によるものである。
- (10) 小数点第2位を四捨五入した。
- (11) 高橋成計『明智光秀の城郭と合戦』（戎光祥出版、2019年、222頁）。
- (12) 『日本歴史地名大系』29 I 〈兵庫県の地名 I〉（平凡社、1999年、629～630頁、「黒井城跡」の項）。
- (13) 前掲『日本歴史地名大系』29 I 〈兵庫県の地名 I〉（542頁、「細工所城跡」の項）。福島克彦『明智光秀と近江・丹波—分国支配から「本能寺の変」へ』（サンライズ出版、2019年、71、97頁）。同書の97頁では、明智光秀による細工所城攻撃を「同年四月（引用者注：同年とは天正五年を指す）」としているが、「翌年四月」に訂正すべきである。
- (14) 芦田氏は氷上郡の在地領主である（前掲『日本歴史地名大系』29 I 〈兵庫県の地名 I〉、616頁、「小室城跡」の項）。
- (15) 当時の年齢は数え年で計算した。「数え年（かぞえどし）」とは、「生まれた年を1歳とし、

あと新年を迎えるごとに1歳ずつ加えた年齢」（『大辞泉（第二版）』上巻、小学館、2012年、707頁）である。

- (16) 金子拓『信長家臣明智光秀』（平凡社、2019年、171～176頁）によれば、京都の賀茂別雷神社は、氷上郡に由良荘という荘園（黒井城のすぐ近くに所在した荘園）を持っていたが、織田信長が丹波を攻めていた頃には、神社による支配はほとんど実効を失っていた。しかし、明智光秀が八上城を落とした直後の時期（天正7年7月）に神社側から斎藤三三（明智光秀の重臣）経由で由良荘について何らかの働きかけをしていた。このことは、賀茂社では、光秀が丹波多紀郡・氷上郡の制圧を進める情報をとらえ、これに機敏に対応して社領回復を画策した、と指摘されている。この点を考慮すると、賀茂社から明智光秀への働きかけというのは、具体的には、由良荘が敵方（赤井氏）の支配下にあったので、明智光秀の丹波攻略の過程で、由良荘を敵方（赤井氏）から奪取して明智光秀の支配下に置いて、その後、賀茂社に由良荘を返還するように頼んだ、と考えられる。その意味では、『惣右衛門覚書』に由良・香良の2つの在所が（赤井忠家に）謀反して明智方になった、と記されている点の時期については、天正7年6月の八上城落城（前掲・福島克彦『明智光秀と近江丹波一分国支配から「本能寺の変」へ』、71頁）から同7年8月の黒井城落城（前掲・福島克彦『明智光秀と近江丹波一分国支配から「本能寺の変」へ』、71頁）までの時期と考えられる。よって、Eの戦いの時期も同時期に比定できる。
- (17) 前掲・福島克彦『明智光秀と近江・丹波一分国支配から「本能寺の変」へ』（68、71、117頁）。
- (18) 本能寺の変がおこった6月2日には、家康は京ではなく堺にいた（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』、思文閣出版、2016年、99頁）。よって、6月2日の時点で家康が上洛中だと本城惣右衛門が思ったのは家康の所在地を誤解していたことになる。
- (19) 前掲・金子拓『信長家臣明智光秀』（189頁）。このほか、これまでの本能寺の変関係の多くの書籍などが同様の見解を採っている。
- (20) 前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』（70頁）。
- (21) 前掲・藤木久志『雑兵たちの戦場』（69～70頁）。
- (22) 前掲・高橋成計『明智光秀の城郭と合戦』（173頁）。
- (23) 前掲・高橋成計『明智光秀の城郭と合戦』（173頁）。
- (24) 前掲・高橋成計『明智光秀の城郭と合戦』（175頁）。
- (25) 前掲『日本歴史地名大系』29 I〈兵庫県地名 I〉（629～630頁、「黒井城跡」の項）。
- (26) 前掲・福島克彦『明智光秀と近江・丹波一分国支配から「本能寺の変」へ』（71頁）。
- (27) 林泉編著『藤堂姓諸家等家譜集』（林泉発行、1984年、13、65頁）。
- (28) 前掲・林泉編著『藤堂姓諸家等家譜集』（303頁）における「大坂夏役の兵制」によれば「黒保侶」の「廿員」の中に「大津伝右エ門 千石」、「青木忠兵衛 五百石」と記載されている。『惣右衛門覚書』に記されている「わうつ伝七郎」（＝大津伝七郎）は、上記の「大津伝右エ門」を指していると考えられる。
- (29) 児玉幸多監修・新田完三編、『内閣文庫蔵諸侯年表』（東京堂出版、542頁、津山・越前松平家の項）。
- (30) 外川淳「明智光秀はなぜ敗れたのか」（『歴史人』2019年11月号、通巻107号、KKベストセラーズ、33頁の【本能寺の変戦力比較】の図）。
- (31) 前掲・林若樹「一野武士の告白^(ママ) = 本城惣右衛門覚書^(ママ)」の該当箇所^(ママ)の引用では「たけかわ殿」となっている。
- (32) 『惣右衛門覚書』では「おりお」と表記した箇所（J）と「ほりを」と表記した箇所（R）

がある。

- (33) ただし、本城惣右衛門の^{ほうばい}傍輩の大有間介が馬から鉄炮にて射落したという記載があるので（B）、馬上の武士が鉄炮を単独的に使用したケースがあったことになる。
- (34) 「御」を付けて表記しているのは豊臣公儀の直属の鉄炮衆であることを意味している。
- (35) 『惣右衛門覚書』では「ほうばい」(=傍輩)と表記している。「傍輩・朋輩(ほうばい)」とは「同じ主君、家、師などに仕えたり、付いたりする同僚。同役。同門。転じて、仲間。友達。」という意味である（『日本国語大辞典（第二版）』11巻、小学館、2001年、1461頁）。
- (36) 前掲『日本歴史地名大系』29 I〈兵庫県の地名 I〉（629～630頁、「黒井城跡」の項）。
- (37) 前掲註（35）を参照。
- (38) 『日本歴史地名大系』26〈京都府の地名〉（平凡社、1981年、598頁、「高津村」の項）。
- (39) 『福井市史』資料編4、近世2（福井市、1988年、185頁）。
- (40) 前掲『福井市史』資料編4、近世2（421頁）。
- (41) このことから、荻野河内守は丹波国氷上郡の国衆・荻野氏の一族である可能性が考えられる。丹波国氷上郡の国衆・荻野氏については、大石泰史編『全国国衆ガイド—戦国の“地元の殿様”たち』（星海社、2015年、262頁）を参照されたい。
- (42) 結城秀康は慶長12年（1607）に死去するので、荻野河内が結城秀康に仕えたのは慶長5～同12年の間ということになる。
- (43) 前掲『福井市史』資料編4、近世2（421頁）。
- (44) 前掲『福井市史』資料編4、近世2（461頁）。
- (45) 前掲『内閣文庫蔵諸侯年表』（542頁、津山・越前松平家の項）。
- (46) 「源光通公御家中給帳」（前掲『福井市史』資料編4、近世2、229、232頁）。
- (47) 前掲・藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成（第2版）』（99頁）。

※以下、表1～表5は『史学論叢』50号（別府大学史学研究会、2020年）に続く。